

<http://www.nik.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/01z.html>

社会政策学会第 103 回大会 個別報告分科会 5
「社会保障・ジェンダー」 (2001 年 10 月 20 日, 仙台: 東北学院大学)

性別階層制からの脱出

Escape from the Gender Stratification System

田中 重人

(東北大学大学院文学研究科)

TANAKA Sigeto

(Graduate School of Arts and Letters, Tohoku Univ.)

E-mail: tsigeto@nik.sal.tohoku.ac.jp

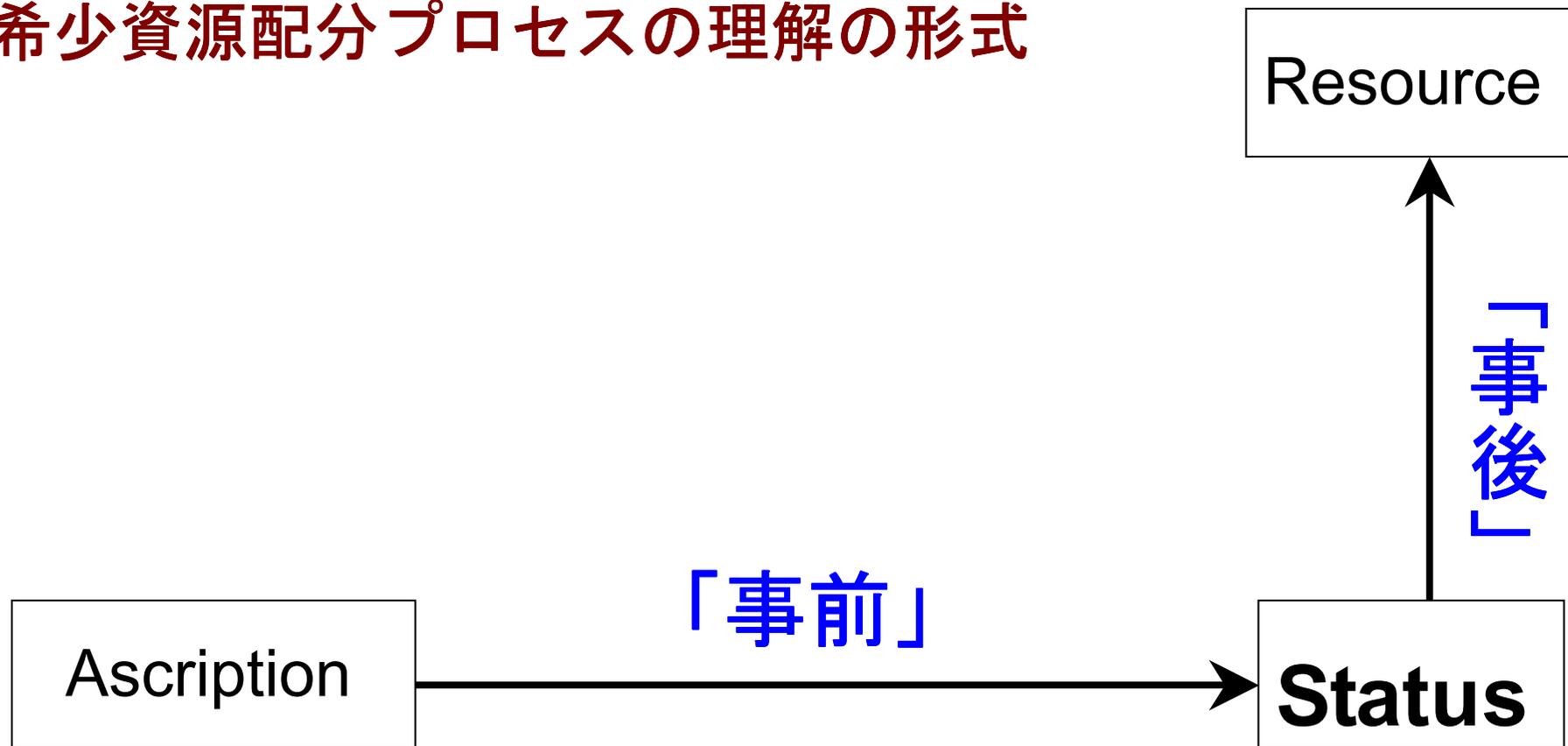
【報告の目的】

- ★ 格差形成過程の階層論的整理
- ★ 平等化政策の評価
- ★ 平等社会の条件と **variation**

【階層論とは】

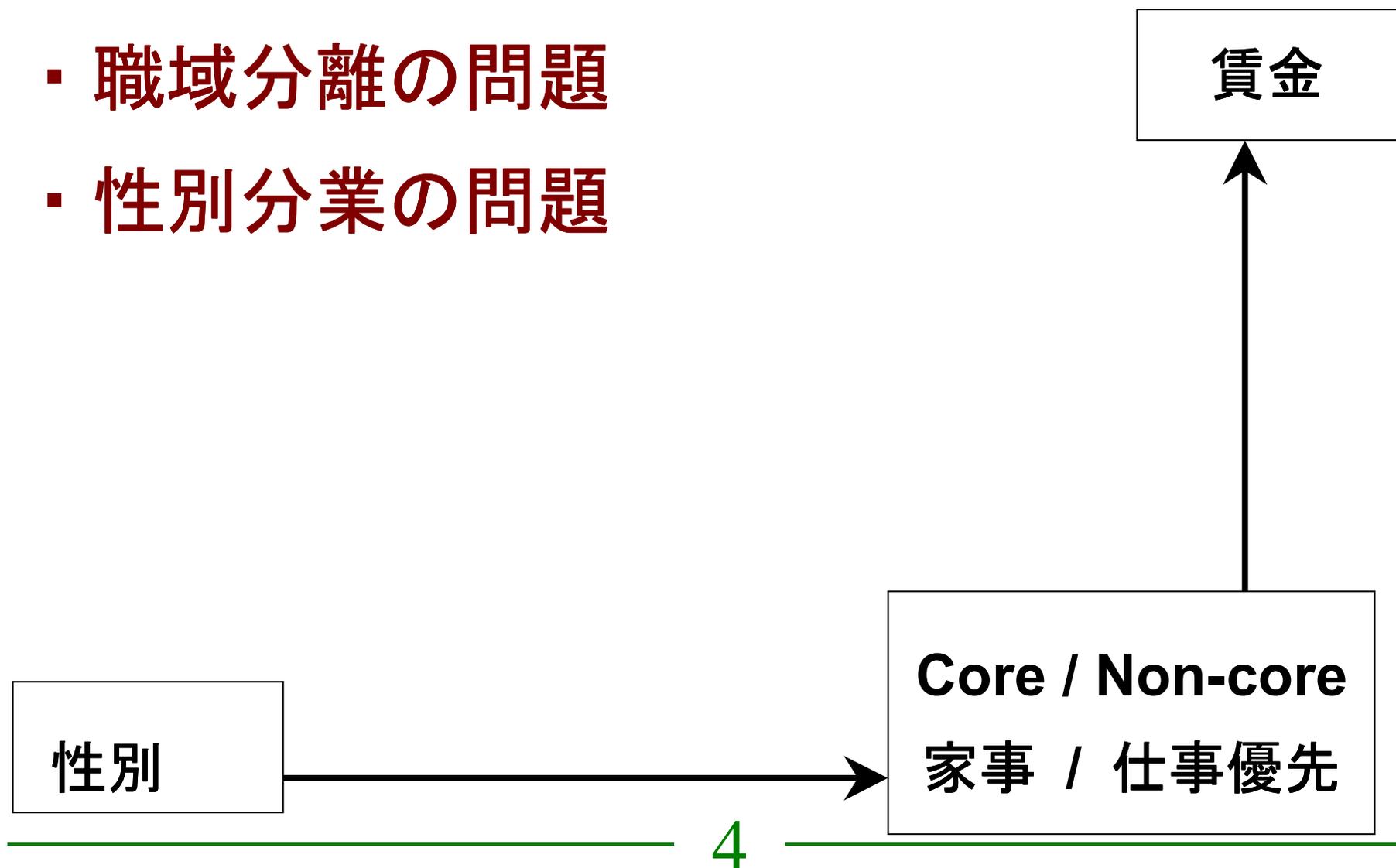
社会的地位を中心とする

希少資源配分プロセスの理解の形式



【性別階層論】

- ・ 職域分離の問題
- ・ 性別分業の問題



【4種の政策課題】

	事後の平等 (1)	事前の平等 (2)
職域分離 (A)	Comparable Worth	性差別禁止 Positive Action
性別分業 (B)	育休など	性別分業の 撤廃

平等社会の条件 = (A1 or A2) and (B1 or B2)

【Comparable Worth】

技能や責任によって職務を評価し、
それに基づいた支払いを求める

- ★ 「職務評価が違えば賃金が違うのは当然」
 - ➡ 垂直な職域分離が存在していれば
完全な平等化はできない

【育児休業制度】

育児のため仕事を休むことを保証

★ 人的資本の減耗をカバーできない

➡ 継続がものをいう職種では不利益が残る

★ 育児による休業を一定期間だけ保証

➡ 家事負担の一部しかカバーできない

【事後の平等化の限界】

労働の質・量に応じて報酬が支払われるべき
という規範

- **Comparable worth** …… この規範の範囲
を超えられない
- **育児休業制度** …… 家事の一部についての
例外的措置

事後の平等は
平等な社会の条件ではない

$$(A1 = B1 = \phi)$$



平等社会の条件 = ふたつの領域での事前の平等化

= **A2** and **B2**

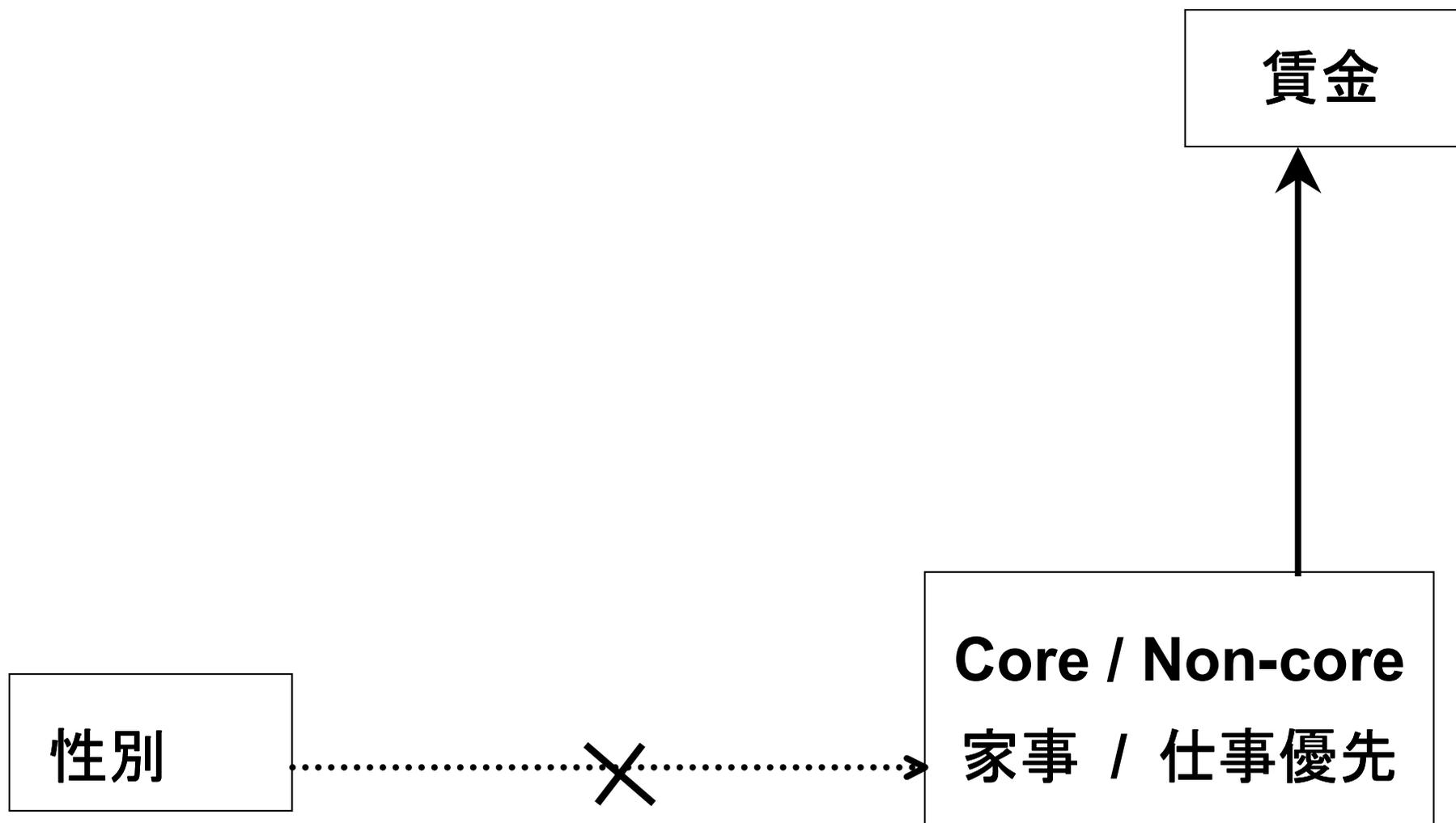
【事前の平等に関する規範】

性別に基づく社会的地位の固定的配分の変更に関する社会的合意

男女共同参画社会基本法 (1999) 2, 4, 8, 9 条など

- ・ 労働市場における性差別の禁止 (A2)
- ・ 仕事に投入する時間の均等化 (B2)

【事前の平等が実現した社会】



【事前の平等化の具体的な課題】

- 性別職域分離に対して
……労働市場における性差別の禁止
- 性別分業に対して
……仕事に投入する時間の均等化

以下では後者について論じる

【男性の働きかたの硬直性】

- ★ 男性の労働供給は経済状況に左右されない (Douglas の法則)
- ★ 男性の家事時間は短い
- ★ 男性の家事時間は仕事時間とは独立

＝家族のコントロールの対象外

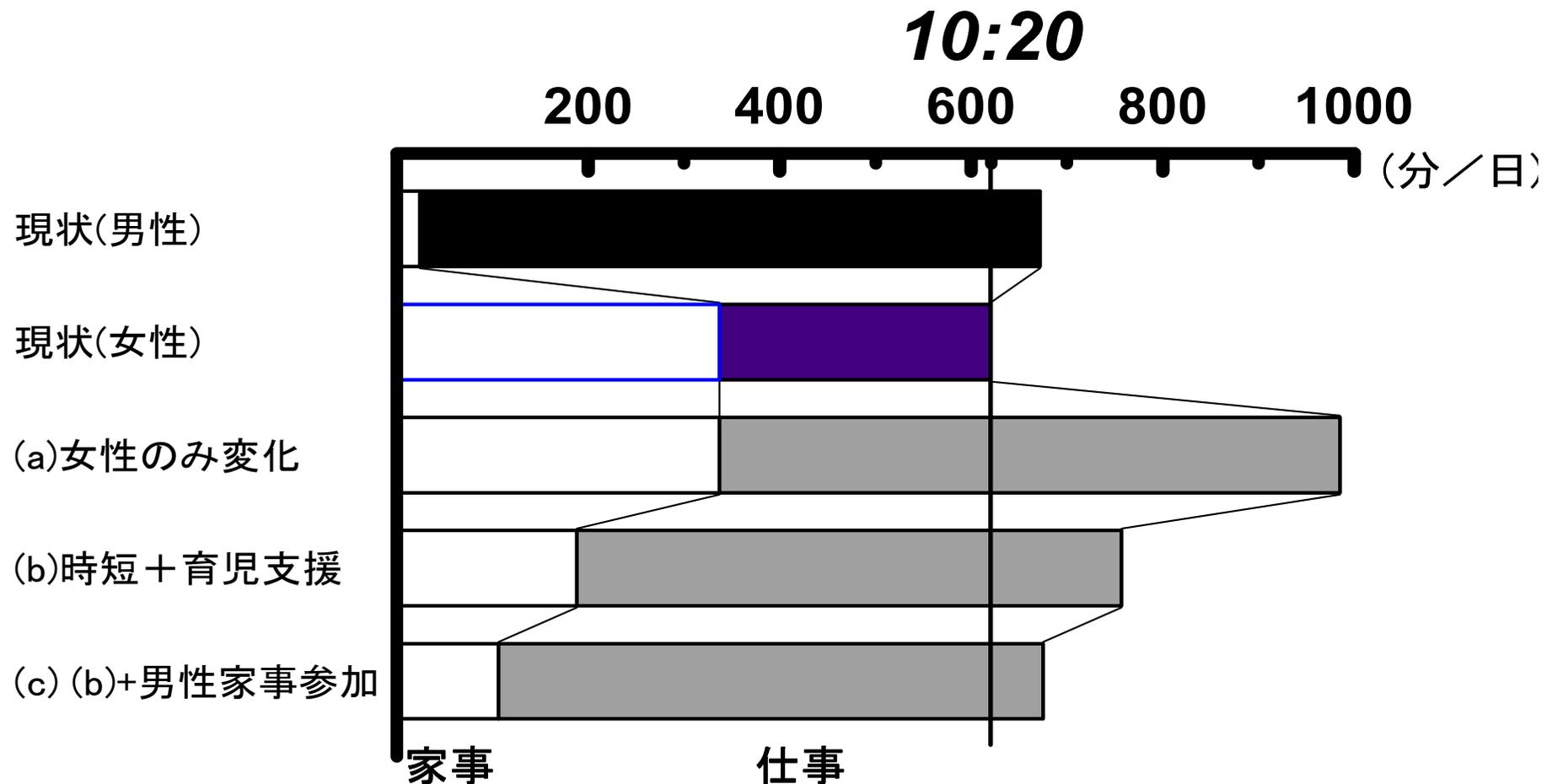
【仕事と家事の両立は可能か】

内閣府「男女共同参画基本計画」

- ★ 時短：年間 1800 時間労働
- ★ 育児支援（保育所など）
- ★ 男性の「家庭への参画」

……Douglas 法則に配慮した構想

30代の平日の平均生活時間によるシミュレーション。
(a)(b)(c)は女性のみ示す。(NHK「国民生活時間調査」2000年)



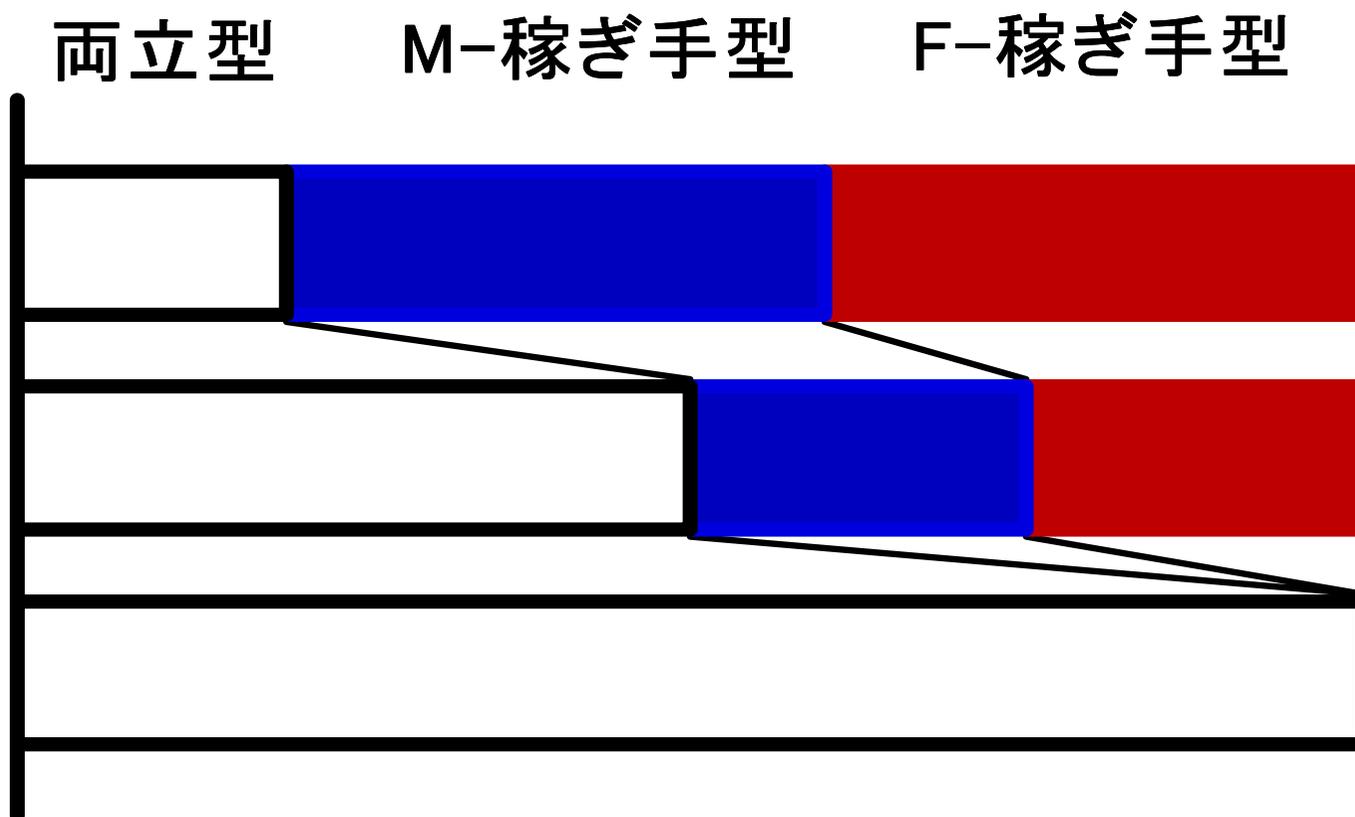
Douglas 法則下で

仕事と家事の両立に必要なもの

- 支援制度の充実
- 長時間労働の容認
- 男性の働きかたの部分的柔軟化

【平等社会の夫婦キャリア類型】

Douglas 法則の不成立を想定した場合



【平等社会のヴァリエーション】

- 性差別の禁止……必須
- 性別分業の撤廃
……実現の形態はさまざま
- 事後の平等化
……あってもなくてもよい